

# 政府備蓄米生産の取り扱い・運営について



## 政府備蓄米の運営が棚上備蓄に移行されました

適正備蓄水準は100万トン程度として、一定期間(5年間程度)備蓄します。  
作付前の事前契約により一般競争入札で毎年20万トン買入れます。  
不作により米が不足するときには備蓄米を放出し消費者への安定供給が図られます。  
放出を要する不足時以外は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売します。  
(毎年20万トン)

## 備蓄米は事前契約(作付前)による生産です

契約数量(生産面積)は入札の結果により決定されます。

\*生産農家は、落札した全国集荷団体等と委託契約を結ぶことになります。

生産農家は、需給調整に参加し、戸別所得補償制度

(米の戸別所得補償交付金)に加入することが必要です。

備蓄米は、生産数量目標の外数扱いとなります。(転作としての取扱い)

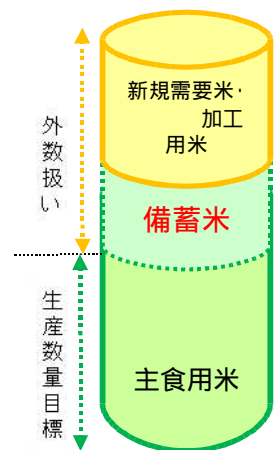
主食用米と同一ほ場で生産する(ほ場を特定しない)取り組みです。

\*予定面積は「契約数量÷地域単収(配分時の単収)」で算出します。

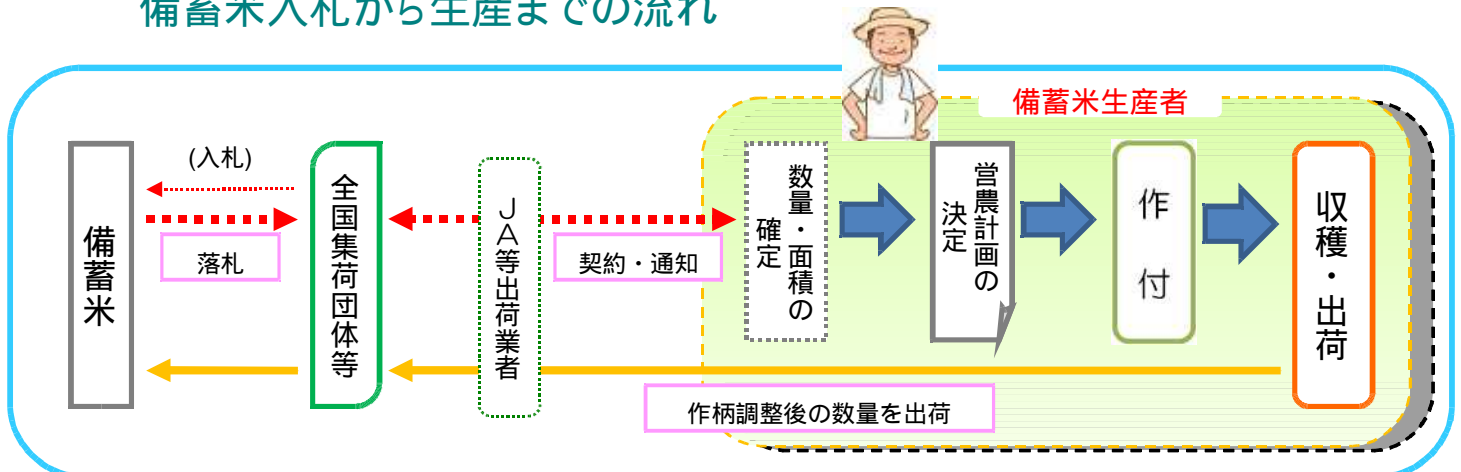
出荷数量は、出来秋の作柄に応じて調整します。

\*作柄調整の算出は「契約数量×地帯別作況指数」により計算します。

\*契約数量(調整後)を出荷せず、需給調整未達成者と判定された場合、米の戸別所得補償交付金等を返納していただく場合があります。



## 備蓄米入札から生産までの流れ



なお、詳しくは、お近くの農政事務所にお問い合わせください。